

6 排水基準等

【概 要】

表 2-21 水質汚濁防止法に係る排水基準の概要

種 類		項 目	適用事業場
濃度 規制	一律 排水基準	有害物質 カドミウム、水銀等 28 項目	全ての特定事業場
		その他の項目 COD、BOD 等 15 項目	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場
	上乘せ 排水基準	BOD、SS、油分等	日平均排水量 50m ³ 以上で既設 ^{※1} の特定 事業場 ^{※2}
			畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛 房施設又は馬房施設をその業の用に供す るものに限る）に係る事業場で日平均排 水量 20m ³ 以上で既設 ^{※1} の特定事業場
			全ての非金属鉱業及び窯業原料精製業に 係る工場又は事業場（矢作川水域のみ）
		BOD、SS、油分等 （表において定めのない項目 については、一律基準が適用さ れる ^{※4} ）	日平均排水量 20m ³ 以上で新設 ^{※3} の特定 事業場 ^{※2}
総量 規制	総量 規制基準	COD、窒素含有量、磷含有量	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場

※ 1 境川水域は昭和 47 年 3 月 31 日において、矢作川水域は昭和 48 年 3 月 31 日において現に
設置（一部の施設においては、昭和 57 年 12 月 31 日）

※ 2 一部の施設を除く

※ 3 ※ 1 以外の施設

※ 4 窒素含有量、磷含有量を除く

(1) 一律基準

表 2-22 有害物質に係る排水基準

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正令和 7 環境省令第 17 号）

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 mg
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2 mg
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 mg
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 mg
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 mg
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 mg
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 mg
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 mg
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 mg
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 mg
チウラム	1 リットルにつき 0.06 mg
シマジン	1 リットルにつき 0.03 mg
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 mg
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 mg
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 mg
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 mg
備考	
1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当面の間、適用しない。	

表 2-23 生活環境項目に係る排水基準

排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正 令和 7 環境省令第 17 号)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの : 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの : 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 リットルにつき 160 mg (日間平均 120 mg)
化学的酸素要求量 (COD)	1 リットルにつき 160 mg (日間平均 120 mg)
浮遊物質 (SS)	1 リットルにつき 200 mg (日間平均 150 mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 5 mg 1 リットルにつき 30 mg
フェノール類含有量	1 リットルにつき 5 mg
銅含有量	1 リットルにつき 3 mg
亜鉛含有量	1 リットルにつき 2 mg
溶解性鉄含有量	1 リットルにつき 10 mg
溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき 10 mg
クロム含有量	1 リットルにつき 2 mg
大腸菌数	1 ミリリットルにつき日間平均 800CFU (コロニー形成単位)
窒素含有量	1 リットルにつき 120 mg (日間平均 60 mg)
燐含有量	1 リットルにつき 16 mg (日間平均 8 mg)

備考

- 1 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。(日間平均とは、1 日 3 回以上測定したときの平均値)
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 pH 及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 BOD についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、COD についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。(窒素含有量及び燐含有量について、愛知県はほぼ全域が適用地域となっている。)

(2) 上乗せ排水基準

表 2-24 衣浦湾・境川等水域に係る上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、改正 昭和 48 条例第 11 号、昭和 57 条例第 26 号、平成 2 条例第 12 号、平成 12 条例 66 号）

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度（単位 １リットルにつきミリグラム）								適用の日又は適用期間		
				生物化学的酸素要求量 （日間平均）	化学的酸素要求量 （日間平均）	浮遊物質量 （日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	溶解性鉄含有量		溶解性マンガン含有量	
							鉱油類	動植物油脂類						
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種		25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S47. 10. 1	
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	１日当たりの平均的な排水の量が 50 m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)							S58. 1. 1	
			１日当たりの平均的な排水の量が 20 m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	160 (120)		200 (150)								
		食料品製造業	みそ、しょう油又は水あめの製造業		120 (100)	120 (100)	90 (70)		10					S47. 10. 1
			パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		80 (60)		80 (60)		10					S47. 4. 1 から規則で定める日まで
					30 (20)		30 (20)		10					規則で定める日
			飲料製造業	清酒製造業	120 (100)		90 (70)							S47. 10. 1
				蒸りゅう酒製造業	160 (120)	160 (120)	70 (50)		10					S47. 4. 1
				その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10					S47. 10. 1
			動植物油脂製造業		40 (30)		80 (60)		20					S47. 10. 1
			でん粉又は化工でん粉の製造業		80 (60)	80 (60)	90 (70)		5					
			冷凍調理食品製造業		50 (40)		70 (50)		10					S58. 1. 1
			その他		60 (50)	60 (50)	70 (50)		10					S47. 10. 1
		紡績業	洗毛施設を有するもの		120 (100)		180 (150)							S47. 10. 1
			その他		100 (80)	100 (80)	100 (80)		10					
			染色整理業		50 (40)	50 (40)	50 (40)		10					

工場又は事業場		業 種	項目及び許容限度（単位 １リットルにつきミリグラム）								適用の日又は適用期間			
			生物化学的酸素要求量 （日間平均）	化学的酸素要求量 （日間平均）	浮遊物質量 （日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	溶解性鉄含有量		溶解性マンガン含有量		
						鉱油類	動植物油脂類							
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		70 (50)	70 (50)	90 (70)			1				S58. 1. 1	
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業		25 (20)		30 (20)				1				
		化学工業	発 酵 工 業		90 (70)	70 (50)		5						S47. 10. 1
			そ の 他	60 (50)	60 (50)	40 (30)	3		1					
		窯業又は土石製品製造業	電気用陶磁器製造業	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2							
			そ の 他	25 (20)	25 (20)	150 (120)	2							
		鉄 鋼 業		25 (20)	25 (20)	40 (30)	2		1	1			S48. 4. 1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）		25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	5	5	S47. 10. 1	
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの		25 (20)		30 (20)							S58. 1. 1	
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	5	5	S47. 10. 1	
		旅 館 業		90 (70)	90 (70)	90 (70)							S58. 1. 1	
		病 院		40 (30)		90 (70)								
		と畜業又は死亡獣畜取扱業		80 (60)		80 (60)							S47. 10. 1	
		地 方 卸 売 市 場		50 (40)		70 (50)		10					S58. 1. 1	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式車両洗浄施設を除く。）を有するもの		50 (40)		70 (50)								
		自動式車両洗浄施設を有するもの		30 (20)	25 (20)	70 (50)							S47. 10. 1	
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの		40 (30)		90 (70)							S58. 1. 1	
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40 (30)		50 (40)								
		産業廃棄物処理施設を有するもの		25 (20)		30 (20)	3		1	1				
		し尿処理施設を有するもの		(30)	(30)	(70)							S47. 10. 1	
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)		90 (70)								

工場又は事業場		業 種	項目及び許容限度（単位 １リットルにつきミリグラム）									適用の日又は適用期間
			生物化学的酸素要求量 （日間平均）	化学的酸素要求量 （日間平均）	浮遊物質量 （日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	
						鉱油類	動植物油脂類					
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全 業 種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	90 (70)	90 (70)	100 (80)							S58.1.1
		旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)							
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)							S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)							

備考

- 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
- 既設の工場又は事業場に昭和48年4月1日（1の表備考第1号（2））に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用の日が「昭和47年10月1日」とあるものにあつては、昭和58年1月1日。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和58年1月1日前においては、1の表備考第1号（1））に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（昭和48年4月1日において特定施設の設置の工事を行っている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m³未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 １リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号、2の表備考第1号、第2号及び第4号並びに3 名古屋市内水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「3の表」という。）備考第1号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。この場合において、1の表備考第1号（1）中「昭和48年3月31日」とあるのは「昭和47年3月31日」と、同表備考第7号中「昭和48年4月1日」とあるのは「昭和47年4月1日」と、2の表備考第4号中「昭和48年6月24日」とあるのは「昭和47年10月1日」と読み替えるものとする。

※「1の表備考」は、「木曽川水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

※「2の表備考」は、「名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

【参 考】

「木曽川水域に係る上乗せ排水基準」の備考

- 1 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工事又は事業場をいう。
 - (1) 昭和 57 年 7 月 1 日における水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」という。）別表第 1 に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち（2）に規定する施設以外の施設を昭和 48 年 3 月 31 日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしていないものを含む。）
 - (2) 昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 第 1 号の 2、第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 19 号の 2、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 64 号の 2、第 66 号の 2、第 68 号の 2、第 69 号の 2、第 69 号の 3、第 70 号の 2 又は第 71 号の 2 から第 71 号の 4 までに掲げる施設のみを同年 12 月 31 日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
- 2 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 5 排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上のものに係る排出水について適用する。
- 6 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日後において特定施設（昭和 58 年 1 月 1 日前においては、第 1 号（1）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の 1 日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の 1 日当たりの平均的な排出水の量が 1000m^3 未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量及び浮遊物質について許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）とする。
- 7 第 1 号（2）に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和 48 年 4 月 1 日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和 58 年 1 月 1 日とする。
- 8 1 の工場又は事業場が 2 以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

「名古屋港・庄内川等水域に係る上乘せ排水基準」の備考

- 1 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 2 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 3 この表に掲げる上乘せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあつては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）及びと畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 4 1 の表備考第 1 号（2）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乘せ排水基準の適用の日が「昭和 48 年 6 月 24 日」とあるものについては、当該上乘せ排水基準の適用の日は、昭和 58 年 1 月 1 日とする。
- 5 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乘せ排水基準の適用の日（1 の表備考第 1 号（2）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和 48 年 6 月 24 日」とあるものにあつては、昭和 58 年 1 月 1 日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和 58 年 1 月 1 日前においては、1 の表備考第 1 号（1）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の 1 日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の 1 日当たりの平均的な排出水の量が $1,000\text{m}^3$ 未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乘せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 6 1 の表備考第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準を適用する場合について準用する。

付表

$$\frac{A \times a + B \times b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B 及び b は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

表 2-25 矢作川水域に係る上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、改正 昭和 48 条例第 11 号、昭和 57 条例第 26 号、平成 2 条例第 12 号、平成 12 条例 66 号）

工場又は事業場		業 種		項目及び許容限度(単位 1 リットルにつきミリグラム)							適用の日又は適用期間
				生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質 量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	
							鉱油類	動植物油脂類			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全 業 種		25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	S 48. 6. 24
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業 (豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)					S 58. 1. 1
			1日当たりの平均的な排水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のもの	160 (120)		200 (150)					
		畜産食品製造業	乳製品製造業	80 (60)		30 (20)		10			S 48. 6. 24
			その他	120 (100)		90 (70)		10			
		水産食料品、調味料、水あめ又はめん類の製造業		120 (100)		90 (70)		10			
		飲料製造業	清酒製造業	120 (100)		90 (70)		10			
			蒸りゅう酒又は混成酒の製造業	160 (120)		120 (100)		10			
			その他	80 (60)		70 (50)		10			
		動植物油脂製造業		80 (60)		80 (60)		20			
		でん粉製造業		160 (120)	80 (60)	90 (70)		5			
		冷凍調理食品製造業		50 (40)		70 (50)		10			S 58. 1. 1
		繊維製品製造業又は繊維工業又は染色整理業	毛繊維加工業	50 (40)		50 (40)		10	1		S 48. 6. 24
			その他	100 (80)		100 (80)		10	1		
			その他	100 (80)		100 (80)		10			
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		70 (50)		90 (70)					S 58. 1. 1

工場又は事業場		業 種		項目及び許容限度(単位 １リットルにつきミリグラム)						適用の日又は適用期間		
				生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質 量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量	
							鉱油類	動植物油脂類				
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	紙パルプ、紙又は加工品の製造業	板紙製造業	120 (100)		180 (150)					S 48. 6. 24	
			そ の 他	90 (70)		120 (100)						
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業			25 (20)		30 (20)			1	S 58. 1. 1	
		化学工業	医薬品製造業	80 (60)		90 (70)		10			S 48. 6. 24	
			そ の 他	50 (40)		50 (40)					S 49. 4. 1	
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料（うわ薬原料を含む。）精製業	1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上のもの	25 (20)		200 (150)	2			S 48. 6. 24	
				1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満のもの	25 (20)		300 (250)	2				
			そ の 他	25 (20)		150 (120)	2					
		鉄 鋼 業			25 (20)		40 (30)	2		1	1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）			25 (20)		30 (20)				1	
		空 き 瓶 卸 売 業			25 (20)		30 (20)				S 58. 1. 1	
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの			25 (20)		30 (20)					
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの			25 (20)		30 (20)				S 48. 6. 24	
		旅 館 業			90 (70)	90 (70)	90 (70)				S 58. 1. 1	
		病 院			40 (30)		90 (70)					
		と 畜 業			80 (60)		80 (60)					S 48. 6. 24
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式車両洗浄施設を除く。）を有するもの			50 (40)		70 (50)					S 58. 1. 1
		自動式車両洗浄施設を有するもの			25 (20)		70 (50)					S 48. 6. 24

工場又は事業場		業 種	項目及び許容限度（単位 １リットルにつきミリグラム）							適用の日又は適用期間	
			生物化学的酸素要求量 （日間平均）	化学的酸素要求量 （日間平均）	浮遊物質 量 （日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量		
						鉱油類	動植物油脂類				
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	40 (30)		90 (70)					S 58. 1. 1	
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40 (30)		50 (40)						
		産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1	1		
		し尿処理施設を有するもの	(30)		(70)					S 48. 6. 24	
		下水道終末処理施設を有するもの	(60)		(120)					S 48. 4. 1 から規則で定める日まで	
(20)			(70)					規則で定める日			
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全 業 種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S 48. 4. 1	
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S 48. 4. 1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）		90 (70)	90 (70)	100 (80)					S 58. 1. 1
		食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10			S 48. 4. 1
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	50 (40)					
			そ の 他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10			
		繊維工業又は繊維製品製造業		50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1		
		旅 館 業		40 (30)	40 (30)	70 (50)					S 58. 1. 1
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)					S 48. 4. 1
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)					

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては１日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては１日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

- １の表備考第１号から第３号まで、第５号、第７号及び第８号並びに２の表備考第１号、第２号、第４号及び第５号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

※「１の表備考」は、「木曽川水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

※「２の表備考」は、「名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

(3) 総量規制基準

総量規制基準は、指定地域内事業場ごとに次の算式により定められています。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

- | | |
|---|--|
| L | : 排出が許容される1日の汚濁負荷量 (kg/日) |
| C | : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定のCOD、窒素含有量及びりん含有量の値 (mg/L) |
| Q | : 特定排出水の量 (m ³ /日)
特定排出水とは、指定地域内事業場から排出される排出水のうちで、事業活動その他の人の活動に使用された水であって、汚濁負荷量の増加するものをいいます。 |

また、指定地域内事業場が2つ以上の業種に属する場合は業種ごとに上記の算式等により算定した値の合計したものが、その事業場の総量規制基準になります。

(4) ゴルフ場使用農薬に係る排水指針値

表2-26 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び
水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について

(令和2年3月27日 環水大土発第2003271号)

区分	農薬名	水濁指針値(mg/L)
殺虫剤	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン(DEP)	0.05
	ペルメトリン	1
	ベンスルタップ	0.9
殺菌剤	イプロジオン	3
	イミノクタジリアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩(イミノタジンとして)	0.06
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム(チラム)	0.2
	チオファネートメチル	3
	トルクロホスメチル	2
	バリダマイシン	12
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
	ベノミル	0.2
除草剤	シクロスルファミロン	0.8
	シマジン(CAT)	0.03
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	フラザスルフロン	0.3
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩(MCPAとして)	0.051

注1: 表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものは、その値を10倍した値を指針値とし、水産基準値が設定されている農薬は、その値を10倍した値を水産指針値とする。

注2: 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、環境省のホームページに掲載。

(水濁基準値) (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)

(水産基準値) (<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>)